

令和4年度

青森市交通安全対策協議会交通安全運動推進要綱

趣旨

人命尊重の理念の下、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で住み良い社会の実現を目指して、計画的・効果的な交通安全運動を推進するために必要な事項を定める。

スローガン

「あなたも参加 わたしもやります “交通安全”」

運動重点

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

スマホじゃない 見るのは前でしょ 周りでしょ

(令和4年使用交通安全年間スローガン 最優秀作)



2 自転車の安全利用の推進

自転車も ルールを守る ドライバー

(令和4年使用交通安全年間スローガン 優秀作)



3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

反射材 主役になります 暗い道

(令和4年使用交通安全年間スローガン 佳作)



4 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

「締めました！」 乗る人みんなの 合い言葉

(令和4年使用交通安全年間スローガン 佳作)



5 飲酒運転等の危険運転の防止

乗るのなら しっかりお酒と デイスタンス

(令和4年使用交通安全年間スローガン 佳作)



推進機関・団体

青森市交通安全対策協議会及びその関係機関・団体

推進方策

青森市交通安全対策協議会が中心となり、推進機関・団体は連携を密にし、以下に掲げる推進項目等に基づき、各季の運動期間のみならず年間を通じて、市民の交通安全意識の向上と交通事故防止に寄与する活動を積極的に実施する。

運動の種別

1 期間を定めて実施する運動

- 春の全国交通安全運動……………令和4年4月6日(水)～4月15日(金) (10日間)
- 夏の交通安全県民運動……………令和4年7月21日(木)～7月31日(日) (11日間)
- 秋の全国交通安全運動……………令和4年9月21日(水)～9月30日(金) (10日間)
- いきいきシルバー交通安全強調月間……………令和4年11月1日(火)～11月30日(水) (1か月間)
- 冬の交通安全県民運動……………令和4年12月11日(日)～12月20日(火) (10日間)

2 年間を通じ随時実施する運動

- シートベルト・チャイルドシート着用促進運動
- 反射材用品着用促進運動
- 自転車事故防止運動
- 踏切事故防止運動

3 日を定めて実施する運動

- 市民交通安全の日……………毎月1日

毎月1日を「市民交通安全の日」として、市民総ぐるみで交通安全意識を新たにし、一人ひとりが交通ルールを守り、交通秩序の確立を実現するため、交通安全活動を積極的に推進する。

- 高齢者交通安全の日……………毎月15日

毎月15日を「高齢者交通安全の日」として、市民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進する。

- 交通事故死ゼロを目指す日……………令和4年4月10日(日)、9月30日(金)

内閣府(交通対策本部)が設けた「交通事故死ゼロを目指す日」において、春と秋の全国交通安全運動に連動した活動を行い、交通死亡事故の抑止を図る。

- 青森市民交通安全行動の日……………令和4年6月25日(土)

「青森市交通安全条例」で、青森市民交通安全行動の日<6月25日(無事故の日)>を定めており、様々な活動を通じて交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努める。

重点1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの強化
- イ 歩行中児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- エ 歩行者被害の死亡事故の特徴(半数以上が高齢者など)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(2) 歩行者の安全の確保

- ア 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

2 安全運転意識の向上

(1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- ウ 運転者に対し、歩行者等の保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発
- オ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用

「信号機のない横断歩道」は「歩行者優先」です！

(一社)日本自動車連盟(JAF)が行った「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」(R3.8月実施)によると、青森県は停止率14.0%と47都道府県中45位でワースト3位でした。令和2年度の12.9%(39位)よりは停止率は向上していますが、全国平均の30.6%には達していません。

一層の交通ルールの遵守が求められています。

横断歩道では歩行者優先を心がけ、
思いやりのある運転をしましょう。



(2)高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の安全教育及び広報啓発
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及啓発
- ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

重点 2 自転車の安全利用の推進

(1)自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守の徹底
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ウ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知と指導の徹底

(2)業務運転中の自転車の安全利用

自転車をを用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

(3)自転車利用者自身の安全確保

- ア 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメットの着用の推奨
- イ 自転車の被視認性の向上を図るための反射材用品等の視認効果等の周知と取付け促進
- ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- エ 積雪や凍結した道路における自転車利用自粛の呼びかけ
- オ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- カ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

自転車保険等に加入していますか？

自転車による交通事故で相手方を死傷させてしまい、高額な賠償請求を命じられる事例が発生しています。万が一の事故に備え、自転車保険等に加入しましょう。

◆事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向け保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共済		全労災、県民共済など
TSマーク付帯保険		自転車安全整備店で点検・整備を受けた自転車の車両に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

重点3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- イ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴(日没前後1時間の死亡事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の実施
- ウ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- エ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- オ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- カ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な運行を確保するための交通安全総点検の促進

重点4 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

重点5 飲酒運転等の危険運転の防止

(1) 飲酒運転等の根絶

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底

(2) 妨害運転の防止

- ア 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

その他の推進項目

1 交通ルールの遵守・マナーアップの推進

- (1) 研修会や街頭指導などの機会をとらえ、「ゆとり」と「思いやり・ゆずり合い」の精神を持った運転を呼びかける。
- (2) 横断歩道における歩行者優先の徹底と子供、高齢者、障がい者等の交通弱者に対する思いやり運転を促進する。
- (3) 車両から空き缶、たばこ、その他の物を投げ捨てない。
- (4) 運転中や歩行中にスマートフォン等の操作等を行わない。
- (5) 歩行者は、付近に横断歩道があるときは横断歩道を横断し、車両の直前直後の横断や斜め横断はしない。

2 暴走行為の追放

(1) 暴走行為をさせない環境づくり

- ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
- イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場、港湾地域等の管理の徹底を図る。

(2) 家庭、学校等における青少年指導の充実

- ア 学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
- イ 家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。

(3) 元暴走族に対する再犯防止

暴走族OB(元暴走族)に対し、暴走族との関わりを絶つことや、後輩や少年の勧誘をしない指導を徹底する。

(4) 車両の不正改造の防止等

- ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。
- イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に通報する。
- ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

3 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止を図る。
- (3) 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

4 違法駐車排除気運の醸成

- (1) 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- (2) 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」旨の指導を徹底する。

年間を通じ随時実施する運動

シートベルト・チャイルドシート着用促進運動

(1) 目的

広く市民に対して、全ての座席におけるシートベルトの着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ることを目的とする。

(2) 運動の重点

- ① 全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知徹底
- ② チャイルドシートの正しい使用の徹底

(3) 主な推進事項

- ・ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底と正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- ・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底

- ・ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

反射材用品着用促進運動

(1)目的

反射材用品の普及啓発を推進することにより、反射材用品の着用を市民全体に広げ、夜間の歩行者・自転車利用者の交通事故防止を図ることを目的とする。

(2)運動の重点

- ① 歩行者・自転車利用者の反射材用品の積極的な着用の推進
- ② 反射材用品の着用効果と着用促進のための広報活動の推進
- ③ 反射材用品の継続的な着用促進のための普及啓発の推進

(3)主な推進事項

ア 歩行者・自転車利用者の反射材用品の積極的な着用の推進

- ・ 全ての歩行者及び自転車利用者、特に子供と高齢者は、夕暮れ時や夜間に外出する際、運転者から発見されやすい反射材付きの衣服や靴、明るい目立つ色の衣服等の着用を心掛けるとともに、キーホルダーやシールなど、身の回り品に積極的に反射材をつけるよう努める。
- ・ 交通安全関係機関・団体の職員等は、率先して反射材用品の着用に努めるとともに、家族ぐるみでの積極的な活用を心掛ける。

イ 反射材用品の着用効果と着用促進のための広報活動の推進

- ・ 「青森県反射材大作戦」ロゴマークを活用するなど、市・関係機関・団体の広報誌等をはじめ、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。
- ・ 反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、反射材効果体感型のキャンペーンや、各種イベントを通じた啓発活動に努める。
- ・ 交通安全関係機関・団体は、各種交通安全運動等の街頭啓発活動においても積極的に反射材用品の着用効果を周知させるように努める。



ウ 反射材用品の継続的な着用促進のための普及啓発の推進

- ・ 市・関係機関・団体は、世帯訪問による個別指導、高齢者等と接する機会を利用して、反射材用品の着用が継続的に行われるような交通安全指導に努める。
- ・ 市・関係機関・団体は、反射材用品の普及を促進するため、反射材用品販売店の拡大など、市民が反射材を入手しやすい環境を整備する。
- ・ 全年齢を対象とし、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の取り込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する反射材製品についての情報提供に努める。

自転車事故防止運動

(1)目的

自転車利用者の交通ルール無視(無知)や交通マナーの欠如が原因で発生する交通事故や危険・迷惑行為、違法駐輪が社会問題となっていることから、自転車利用者の安全意識の高揚を図ることを目的とする。

(2)運動の重点

- ① 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底
- ② 業務運転中の自転車の安全利用
- ③ 自転車利用者自身の安全確保

(3)主な推進事項

ア 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- ・ 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守の徹底
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ・ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知と指導の徹底

「自転車安全利用五則」とは・・・

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

イ 業務運転中の自転車の安全利用

自転車をを用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

ウ 自転車利用者自身の安全確保

- ・ 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメットの着用の推奨
- ・ 自転車の被視認性の向上を図るための反射材用品等の視認効果等の周知と取付け促進
- ・ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- ・ 積雪や凍結した道路における自転車利用自粛の呼びかけ
- ・ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- ・ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

踏切事故防止運動

(1)目的

踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすことから、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進して、踏切事故の根絶を図ることを目的とする。

(2)運動の重点

- ① 踏切道の交通の安全と円滑化の推進
- ② 踏切通過方法等に関する教育の推進

(3)主な推進事項

ア 踏切道の交通の安全と円滑化の推進

- ・ 踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置など踏切道における安全施設の整備を図る。
- ・ 車両等の踏切通過時の違反行為に対する対策を強化する。

イ 踏切通過方法等に関する教育の推進

- ・ 踏切前では必ず一時停止して左右の安全を確認することや、踏切でトラブルが発生した場合の非常ボタンの操作等の緊急措置について、周知徹底を図る。
- ・ 学校や自動車教習所等では、踏切の安全な通過方法等の教育を推進する。